

令和4年分

# 還付・確定申告のお知らせ

問い合わせ／上尾税務署 (☎048-770-1800)

## 確定申告が必要な方

### 自営業者・農家など

- 事業を営んでいる ○農業による所得がある
- 不動産所得がある ○土地や建物を売った
- ※昨年中の所得金額の合計額が、各種所得控除の合計額より低い方を除く

### 会社員などの給与所得者

- 給与収入が2,000万円を超える
- 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- 2か所以上の会社から給与が支払われている

### その他

- 年の途中で退職し、年末調整を行っていない
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けたい

## 申告に必要なもの

- 個人番号確認書類
- 本人確認書類
- 源泉徴収票や支払者の証明書
- 各種領収書又は控除証明書
- 医療費控除及びセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は明細書
- 障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書
- 届いた方は「確定申告のお知らせ」ハガキ



## 注意事項

- 給与所得者・年金受給者は、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要です
- 事業所得(営業等・農業)・不動産所得は、上尾税務署に申告書を提出してください
- 医療費控除やセルフメディケーション税制を受ける方は、医療を受けた方ごとに明細書を作成し提出してください。また、領収書の日付が令和4年中であることを確認してください。医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方のみ選択となります(選択後の変更は不可)。なお、セルフメディケーション税制を受ける方は、必ず対象商品であることを確認してください
- 国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できないため、日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・ナビダイヤル)にお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座指定には、申告者本人名義の口座が必要です(所得税を振替納税される方は、令和5年4月24日(月)が振替日です。振替納税以外の方は、令和5年3月15日(水)が所得税の納期限です)
- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です



## 固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／税務課土地担当(内線2261)・家屋担当(内線2263)

次のいずれかに該当する場合はご連絡ください。

- 昨年中に未登記の家屋を新築・増築・取り壊した
- 昨年中に土地の利用状況に変更があった

今年度中に以下の工事等をした場合は、申告することで翌年度固定資産税額が軽減される場合があります

- 昭和57年1月1日以前からある住宅に一定の耐震改修工事をした
- 平成26年4月1日以前からある住宅に一定の省エネ改修工事をした
- 10年以上建つ住宅に一定のバリアフリー工事をした



# 還付・確定申告、市・県民税申告の受付

問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

## 所得税の確定申告

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。申告書の作成・送信がe-Taxで完結できます。



## 市・県民税の申告

郵送での提出をお願いします。前年の状況から、申告が必要と思われる方へ1月下旬に申告書を送付します。届かない場合は、市HPからダウンロードしてください。なお、申告書には日中に連絡が取れる電話番号を記載してください。

## 会場での受付日

番号札配付／9時～12時、13時～15時

- 入場時の検温や手指消毒、館内でのマスクの着用、なるべく1人での来場等、感染症対策にご協力ください
- 給与、公的年金、配当（分離を除く）、雑・一時所得など総合課税の簡易な申告の受付となります
- e-Taxの利用はできません

種類	とき	ところ	対象地区（他の地区でも可）
還付申告	14日(火) 15日(水)	クリアこうのす	地区割なし
確定申告	16日(木)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神 富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、 生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、 堤町、緑町、幸町
	17日(金)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、 市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台
	20日(月)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、 郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
	21日(火)		広田、北根、赤城、赤城台
確定申告、 市・県民税 の申告	22日(水)	川里生涯学習センター	屈巢、関新田、新井、境、上会下
	24日(金)	吹上生涯学習センター	南、榎戸
	27日(月)		筑波、吹上本町、大芦
	28日(火)		吹上、吹上富士見
	1日(水)		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
	2日(木)		鎌塚、袋、前砂
	3日(金)		下忍、明用、三町免、小谷
6日(月)	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、 幸町		
市・県民税 の申告	8日(水)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、 幸町
	9日(木)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、 稲荷町、赤見台
	10日(金)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	13日(月)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町 鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、 市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、 上谷、西中曾根
	14日(火)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川
	15日(水)		

**注意事項**／次の申告は上尾税務署での受付となります。市内会場及び税務課窓口では、申告書をすべて作成済みの場合のみお預かりして上尾税務署へ回送します。 ①青色申告 ②収支内訳書の作成が済んでいない事業所得、不動産所得 ③土地等の分離・総合譲渡所得 ④株式及び先物取引等の分離課税所得 ⑤住宅ローン控除を初めて受ける場合 ⑥雑損控除 ⑦過年分の申告 ⑧亡くなられた方の準確定申告 ⑨更正の請求・修正申告 ⑩贈与税・消費税

# 上尾税務署からのお知らせ

問い合わせ／上尾税務署(☎048-770-1800)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

**2月13日(月)～3月15日(水)**

受付＝8時30分～16時

※土・日・祝日等を除く。ただし、2月19・26日(日)は開設

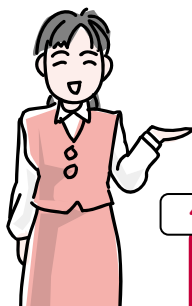
入場には「入場整理券」が必要です

国税庁公式LINEアカウント  
から事前発行又は  
当日配付します



例年、確定申告会場に来られる半数近くの方が、書類不足のため再来場されています。来場の際は必要書類をよく確認してお越してください。

## ご利用ください！確定申告書等作成コーナー



確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードや対応する端末があれば、自宅にしながら申告書を提出できます。詳しくは国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」や「動画で見る確定申告」をご覧ください。

作成コーナーの操作に困ったら…

**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**  
☎0570-01-5901(月～金・祝日等を除く)



▲確定申告書等作成コーナー



▲動画で見る確定申告

## 令和5年10月1日から開始 インボイス制度

消費税の仕入税額控除の新しい方式としてインボイス制度が始まります。適格請求書(インボイス)を発行するためには、登録申請書を提出し「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。



▲特設サイト

## 様式が一本化されます

令和4年分の確定申告から、申告書はA・Bの区分がなくなり、新しい申告書に一本化されます。



## 公的年金等の源泉徴収票が送付されます

昨年中に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構より順次送付されます。

還付申告等をする場合は、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

紛失した場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165、050で始まる電話からは☎03-6700-1165)や年金事務所まで再交付申請ができます(発送まで2週間程度かかることがあります)。

なお、遺族年金・障害年金は非課税のため届きません。

問い合わせ／大宮年金事務所(☎048-652-3399)

